

船橋市景観総合審議会公募委員の選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市景観総合審議会条例（平成28年船橋市条例第21号）第3条第2項第4号に規定する者のうち公募により選定する委員（以下「公募委員」という。）の選任に関し必要な事項を定める。

(定員等)

第2条 公募委員は、3人以内とし、そのうち少なくとも1人は女性を選任するよう努めるものとする。

(募集方法)

第3条 公募は、広報ふなばしに募集記事を掲載することにより行うとともに、市ホームページにも併せて掲載するものとする。募集に当たっては、原則として応募者に小論文を課すものとする。

(応募資格)

第4条 応募の有資格者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 船橋市の景観及び屋外広告物に関心を持ち、まちづくりに意欲があり、船橋市景観総合審議会に出席可能な者であること。
- (2) 市内に住民登録をしている者であって、引き続き1年以上市内に在住しているもの
- (3) 応募日現在において、18歳以上であること。
- (4) 応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員になっていないこと。
- (5) 本市の特別職及び一般職の職員でない者

2 前項第4号の規定にかかわらず、密接な関連性を有する複数の附属機関等の委員を兼任する必要があるとき等やむを得ないものと認められる場合は、当該規定を適用しないことができる。

(委員の選定)

第5条 公募委員の選定は、船橋市景観総合審議会公募委員選定委員会が行う。

(担当窓口)

第6条 この要綱に定める事項についての事務は、建設局都市計画部都市計画課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選任に関し、必要な事項は都市計画課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 応募の日現在において船橋市屋外広告物審議会及び船橋市景観審議会の委員である者については、第4条第4号の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。